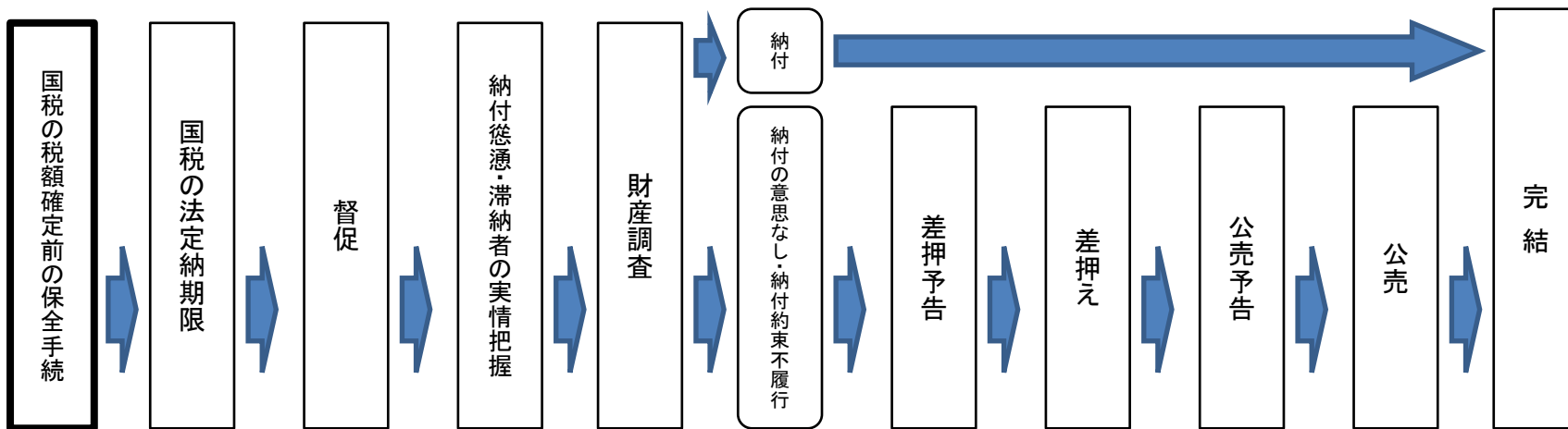
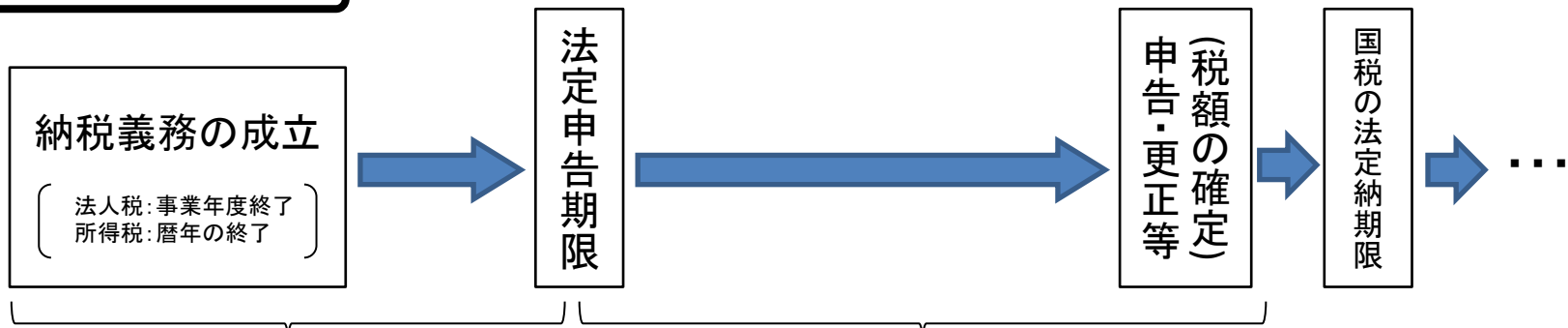


国税滞納整理の流れ



国税の税額確定前の保全手続



	繰上保全差押え	保全差押え
概要	納税義務の成立後、納付すべき税額の確定前に、その確定すると見込まれる税額について、法定申告期限(課税標準申告書の提出期限)前に財産の差押えを行うもの	法定申告期限の経過後、納付すべき税額の確定前に、あらかじめその国税を保全するもの
要件	①次に掲げる事実(※)の一つに該当すること ②納付すべき税額の確定後では、徴収の確保ができないと認められること	①脱税の嫌疑に基づき、国税犯則取締法の規定による差押え・領置又は刑事訴訟法の規定による押収・領置・逮捕を受けたこと ②脱税に係る国税の確定後では、徴収の確保ができないと認められること

- (※)
- ・強制換価手続の開始があったこと
 - ・納税者の相続人が限定承認をしたこと
 - ・法人が解散したこと
 - ・信託が終了したこと
 - ・納税管理人を定めず国外に住所等に移転したこと
 - ・脱税等の不正行為があったこと